

坂田小学校 PTA 会計細則

第 1 章 総則

第 1 条 PTA の会則年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日におわるものとする。

- (1) 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

(会計区別)

第 2 条 PTA の会計は、一般会計と特別会計とに区別する。

- (1) 特別会計は、PTA が特定の事業を行う場合、特定の資金をもって、その運用を行う場合その他特定の歳出に充て、一般の歳出歳入と区別して経理する必要がある場合において、細則を設け総会議決を経てこれを設けることが出来る。

第 2 章 予算

(総計予算主義の原則)

第 3 条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出に編入しなければならない。

(予算編成及び議決)

第 4 条 会長は、毎会計年度予算を編成し、総会の議決を経なければならない。

(予備費)

第 5 条 予算外の支出または、予算超過の支出に充てるために歳入歳出予算に予備費を設ける。

(補正予算)

第 6 条 会長は、予算の成立後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときには、補正予算を編成し、理事会に提出する事が出来る。

(予算の流用)

第 7 条 予備費並びに同一項目の流用は会長の承認を得てこれを執行し、次回の理事会に報告するものとする。

第3章 収入

(収入の収納事務)

第8条 収入はすべての会長の収入承認によって会計が収納し、収入承認書に基づいて金銭出納簿、現金出納簿、収入支出各内訳簿に記帳する。

第9条 収入は、会計でなければ収納することができない。ただし、収納事務の一部を外の者に委任した場合はその限りではない。

2 会計は、収入を収納したときには、遅滞なく所定の銀行に預金しなければならない。

第4章 支出

(支出の支払事務)

第10条 支出はすべて会長の支出承認によって、会計が支払い、支出承認書に基づいて金銭出納簿、預金出納簿、収入支出内訳簿に記帳する。

(前金払、概算払)

第11条 旅費その他経費の性質上、前金または、概算を以て支払いをしなければ、活動に支障を及ぼすような経費で会計がその必要を認めたときは、会長の承認を得て、前金払いまたは概算払いをすることができる。ただし、この場合、要務終了後直に証票書を会計に提出して精算するものとする。

附則 本規定は、令和5年2月28日から施行し、令和5年4月1日より適応する。